

○宇和島市建設工事請負代金中間前金払実施要領

平成24年3月29日

告示第26号

改正 平成26年3月6日告示第13号

平成28年3月22日告示第19号

令和3年2月12日告示第11号

(趣旨)

第1条 この要領は、宇和島市契約規則(平成17年規則第56号。以下「契約規則」という。)第65条の2に規定する中間前金払(以下「中間前金払」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる建設工事(以下「工事」という。)の請負契約は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 予定価格が500万円を超えるものであること。
- (2) 既に契約規則第65条に規定する前金払(以下「前金払」という。)を受けていること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた工事に係る作業に要する経費が当該工事の請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払と部分払)

第3条 中間前金払を受けた工事は、部分払を行うことはできないものとする。ただし、継続費又は債務負担行為による工事の場合は、各会計年度の出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

(中間前金払の金額)

第4条 中間前金払の金額は、請負代金の額の10分の2以内(宇和島市低入札価格調査制度実施要領(平成22年告示第9号)第2条に規定する対象工事である場合において、同要領第3条に規定する調査基準価格未満の額で落札者と決定された者と工事請負契約を締結した場合(以下「低入札価格契約」という。))については、10分の1以内)の額とし、前金払及び中間前金払の額の合計額が請負代金の額の10分の6(低入札価格契約については、10分の3)

を超えてはならない。この場合における請負代金の金額は、中間前金払を受けようとするものが次条に規定する申請を行ったときに既に締結している工事請負契約の金額とする。

2 継続費又は債務負担行為による工事請負契約の中間前金払の金額は、各会計年度の出来高予定額の10分の2以内(低入札価格契約については、10分の1以内)の額とし、前金払及び中間前金払の合計額が当該会計年度の出来高予定額の10分の6(低入札価格契約については、10分の3)を超えてはならない。

3 前2項の規定により算出した額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(中間前金払の申請)

第5条 中間前金払を申請する者は、中間前金払認定申請書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

(中間前金払の認定)

第6条 市長は、前条の申請書及び報告書を受理したときは、中間前金払をすることができる要件を満たしているか審査し、中間前金払認定調書(様式第3号)により通知するものとする。

(中間前金払の支払請求)

第7条 前条により中間前金払をすることができる要件を満たしていると認定を受けた者は、前払保証事業会社が発行する保証証書を添えて中間前払金の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書及び保証証書を受けとった日から20日以内に中間前払金を支払うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、平成24年4月1日以後に締結する工事請負契約の支払いから適用し、同日前に締結した工事請負契約に係る支払いについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月6日告示第13号)

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成26年4月1日以後に締結する工事請負契約の支払から適用し、同日前に締結した工事請負契約に係る支払については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月22日告示第19号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月12日告示第11号)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

中間前金払認定申請書

年 月 日

宇和島市長

（請負者）

住 所

氏 名

下記の工事について、中間前金払の支払を申請したいので、用件を具備していることを認定されたく申請します。

記

工事番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	
工 期	着 工 完 成
請負代金額	

工事番号		工事名			
工事場所		工期	年月日～	年月日	請負代金額

工種等	工程表										構成率	進捗率	出来高率	備考	
												%	%		%
	予定														
	実施														
	予定														
	実施														
	予定														
	実施														
	予定														
	実施														
	予定														
	実施														
	予定														
	実施														
	予定														
	実施														
	予定														
	実施														
注) 工種等及び工程表の欄は適宜増減すること。											計	100%			>50%
(請負者) 住所 氏名											確認欄				

様式第3号（第6条関係）

中間前金払認定調書

請負者 (契約の相手方)	
工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	着工 完成
請負代金額	
中間前払金額	
<p>上記工事についてその進捗を審査したところ 中間前金払をすることができる要件を</p> <p><input type="checkbox"/> 具備している <input type="checkbox"/> 具備していない</p> <p>と認定したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>宇和島市長 印</p>	

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)